



令和4年度

神戸市職員（キャリアリターン）採用選考案内

令和4年 11月 22日

神戸市人事委員会

キャリアリターンとは？

神戸市では、本市を離職後にさまざまな知識・スキルを身に付けた人材や、離職前の経験を持った即戦力を採用するため、民間企業への転職・コミュニティビジネスの起業や、育児・介護、配偶者の転勤等を事由に離職した人を対象に選考を実施します。

1. 採用予定日・選考職等

- ・採用予定日：令和5年4月1日
- ・選考職：人事委員会が採用試験（選考）を実施する職（総合事務、福祉、土木、建築、総合設備、水道技術、総合科学、消防等）、資格免許職（保育士、保健師等）、労務職（環境技術手、乗合自動車運転士等）等
※令和4年度の採用試験（選考）実施職に限ります。
- ・採用予定数：若干名

2. 選考を受けることができる資格

下記の①～③いずれも満たす人

- ① 下記の要件を満たす神戸市を離職した人
 - ・神戸市離職時に係長級以下であった人
 - ・神戸市職員（任期付職員・会計年度任用職員の期間を除く）として、満3年以上の経験（休職期間を除く）がある人
 - ② 採用予定日時時点で、現行の神戸市職員の定年等に関する条例で定める定年に満たない人（昭和38年4月2日以降に生まれた人）
 - ③ 採用予定日時時点で、神戸市を離職後5年以内である人（平成30年4月1日以降に離職した人）
- ※「消防」を除く選考職は、日本国籍を有しない人も受験できます。

○上記にかかわらず、次のいずれかに該当する人は受験できません。

- ① 地方公務員法第16条の規定により、地方公務員となることができない人
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・神戸市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ② 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とする人以外）

※人事委員会が実施する採用試験（選考）は、当該年度にいずれか1つしか受験することができません（ただし、会計年度任用職員（特定事務）採用試験、育児休業代替任期付職員採用試験（選考）とは併願可能です）。

3. 選考内容

- (1) 選考日時
令和5年1月12日（木）～17日（火）のうちいずれか2日程度を予定
- (2) 選考科目
小論文、口頭試問、その他必要な能力検査等
※具体的な日時・場所、選考科目等の詳細については、申込受理後、Eメールにて通知します。
- (3) 合格発表
1月下旬に、神戸市職員採用ホームページに合格者の考査番号を掲載するとともに、合格者へ郵送にて通知を行います。不合格者への通知は行いません。

4. 合格から採用まで

- (1) 選考を受けることができる資格がないこと又は申込記載事項が正しくないことが判明した場合等には、合格を取り消すことがあります。
- (2) 採用の時期は、原則として令和5年4月1日となります。
- (3) 神戸市離職時と同一の選考職での採用となります。
- (4) 日本の国籍を有しない人で就職が制限されている在留資格の人は、採用されません。
- (5) 採用後、日本の国籍を有する人は任用区分Aに、それ以外の人は任用区分Bに任用されます。
任用区分は、「公務員に関する基本原則」に基づく区分であり、職務内容等が異なるほかに差異はありません（任用区分Bの人は、公権力の行使を伴う職及び市の意思形成に参画する職には任用されません）。

5. 勤務条件等

- (1) 採用後の職位
採用選考を行った職位での採用となります。
- (2) 給与（最終合格発表後、職歴証明書などの経歴等を確認するための証明書類を提出していただきます）
 - ・初任給：かつて神戸市職員であった際の等級及び号給を基本に、神戸市離職後の経歴等を考慮して決定します。
 - ・諸手当：家族や住まい、勤務内容等に応じて、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当（4.30月分：令和3年度実績）等が支給されます。

※市会における条例改正等の議決、その他規則等の制定手続きを経て正式に決定されます。
- (3) 勤務条件
 - ・勤務時間：午前8時45分から午後5時30分まで
※勤務場所などによって異なる場合があります。
 - ・休日：土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）
※勤務場所などによって異なる場合があります。
 - ・休暇：年次有給休暇は20日、夏季休暇、結婚休暇、産前産後休暇、介護休暇、忌服休暇等
 - ・福利厚生：神戸市職員共済組合、地方公務員災害補償法等
- (4) その他
採用後6か月は条件付採用であり、この期間に良好な成績で勤務した時に正式採用となります。

6. 申込手続

- (1) 申込期間：令和4年11月22日（火）～令和4年12月28日（水）正午まで
※申込期間中に受信したものを有効とします。
- (2) 提出書類：採用選考申込書・エントリーシート
※神戸市職員採用ホームページに掲載している所定の様式に、必要事項を入力のうえ作成してください。
- (3) 申込の流れ
 - ①上記(2)を添付の上、Eメールにて送信してください。
提出先：神戸市人事委員会事務局任用課
Eメールアドレス：jinjiiinkaiteisyutu@office.city.kobe.lg.jp
※件名を『キャリアリターン採用申込（名前）』（例：キャリアリターン採用申込（神戸 花子））として、送信してください。
 - ②申込受理後
具体的な日時・場所、選考科目等の詳細についてEメールにて通知します。
1月6日（金）までにメールが届かない場合、下記問い合わせ先までご連絡ください。

7. 問い合わせ先

神戸市人事委員会事務局任用課

Eメール：jinjiiinkai@office.city.kobe.lg.jp

TEL：(078) 322-5823 FAX：(078) 322-6153